

## 「2023年度 JVR サテライトセミナー2 クール」参加者募集

2023年9月 JVR事務局

2050年に向けて、電動系自動車を解体する機会が増すことが予測されています。

今回の上海モーターショーを始めとして、各種発表の場では、電気自動車を中心となっています。新車の販売が電動系自動車にシフトしていくと、販売から数年後には事故車の解体が発生しますし、10年を超えるころから使用済み車の解体が発生してきます。そのような状況にいち早く備えておくことは必須であり、より多くの解体事業従事者の方々に電動系自動車の安全な解体知識を取得して頂くために、JVRでは、JVR サテライトセミナーという Web 形式で「電気自動車等の整備（解体）業務に係る特別教育」を実施いたしております。

2023年度は7月から8月にかけて1クールのセミナーを実施しました。そして、2回目の2クールを2024年2月から3月に予定しております。

以下の内容で受講会員を募集しますので、多くの方のご参加よろしくお願いたします。

### 1. 2023年度 JVR サテライトセミナー2 クール

#### Web セミナー【電気自動車等の整備業務に係る特別教育】

### 2. セミナー内容

- ① D1関係法令（1時間）
- ② D2低圧の電気に関する基礎知識（1時間）
- ③ D3低圧用の安全作業用具に関する基礎知識（0.5時間）
- ④ D4-1/D4-2低圧の電気装置に関する基礎知識（2.5時間）
- ⑤ D5電気自動車等の整備作業の方法（1時間）
- ⑥ D6<実技サポート>電気自動車等の整備作業の方法（1時間）

### 3. 受講スケジュール

今まで実施した JVR サテライトセミナー参加者のアンケートで、最も業務に影響せず受講しやすいタイミングというご意見を基に設定しております。

- ・毎週木曜日：1講座 9:00～10:00／6回（内2回は9:00～10:30）
- ・参加エビデンスはライブ配信時
- ・日程

2023年度2クール（50名）：2024年2月～2024年3月

1回(D1)	2回(D2)	3回(D4-1)	4回(D4-2)	5回(D3/D5)	6回(D6)
2月15日	2月22日	2月29日	3月7日	3月14日	3月21日

※ライブ配信時間：9:00~10:00（4回と5回は9:00~10:30）

※ライブ配信後アーカイブ配信をしますので、聞き逃したところなど再度確認することが出来ます（但し、視聴されても参加エビデンスにはなりません）

4. 募集期間

2024年1月19日応募締め切り

※定員に達した時は、締切日程は前倒しとなります

5. 受講費用

□Webセミナー参加費用

10,000円＋税10%／人

□希望する方および事業所に、受講修了証と認定証を発行いたします

3,500円＋税10%／人

6. 申込み

JVR事務局宛てご連絡頂いた後、申込み関連書類をメールでお送りいたしますので内容を確認して、書類の提出、受講費用の支払いをして下さい。

（JVR事務局 [Tel : 080-7424-2547](tel:080-7424-2547) E-mail : [info@jvr.tokyo](mailto:info@jvr.tokyo)）

以上

## 参考資料

### 「電気自動車等の整備作業に係る特別教育」の必要性について

#### 【背景】

■近年普及が進んできた電気自動車やハイブリッド自動車の整備作業（解体作業）を実施する際には、対地電圧が 50 ボルトを超える大型の蓄電池（バッテリー）を内蔵していることから、**作業者の感電による労働災害を防止するため、電気自動車等の整備作業（解体作業）に作業者を就かせるときに、従来は、「低圧電気取扱業務に関する特別教育」を実施することが義務付けられていた。**

■「低圧電気取扱業務に関する特別教育」には、電気自動車等に搭載されていない、配電設備、変電設備等の内容が含まれている。また、電気自動車等の整備業務（解体業務）に特有のインバーター、コンバーター、サービスプラグ等の内容は含まれていない。

■今後のカーボンニュートラルに向けて電動系自動車の普及が更に拡大していくことが予測される中、電気自動車等の整備作業（解体作業）も増加していくことから、「低圧電気取扱業務に関する特別教育」から**電気自動車等の整備業務（解体業務）を切り離して『電気自動車等の整備業務（解体業務）に係る特別教育』が新たに規定された。**

#### 【改正省令の施行】

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 33 号。以下「改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規定の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 83 号。以下「改正告示」という。）が、令和元年 8 月 8 日にそれぞれ交付又は告示され、令和元年 10 月 1 日から施行又は適用することとされたところである。

改正省令及び改正告示の趣旨及び内容（厚労省資料「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の実施について」）を鑑み、関係事業者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。



事業者は電気自動車等の整備の業務（解体の業務）に労働者を就かせるときは、当該労働者の電気による危険を防止するため『電気自動車等の整備業務（解体業務）に係る特別教育』を実施することが義務付けられている

#### 【特別教育対象者】

電気自動車等の整備作業（解体作業）を実施する作業者

※HEV/PHEV/BEV/FCEV/バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械及びバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械

※令和元年 10 月 1 日より前に「低圧電気取扱業務に関する特別教育」を受けている作業者は経過措置により特別教育を行う必要はない

※自動車整備士資格を持っている作業者は「低圧の電気に関する基礎知識」の部分を省略することができる